

公共工事設計労務単価の引き上げに伴う特例措置について

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、公共工事請負契約約款第57条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事および令和6年2月1日以降に契約を行う令和3～5年発生災害復旧工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 令和6年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から2ヵ月以上あるものについては、別添2の1. 及び2. から8. まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。